

Statistical Room



聴覚障害者の運転免許について

行楽シーズンになり、自家用車で出かける方も多いでしょう。

みなさんは、聴覚障害者の運転免許について、どのようなものがあるか、ご存知でしょうか。

道路交通法施行規則第23条には、自動車等の運転に必要な適性についての免許試験を規定しており、そのなかで、聴力については、補聴器をつけて、10メートル距離先で、90デシベルの警音器の音が聞こえれば、合格とされてきました。

図1は、近畿各府県の条件付運転免許（聴覚障害・補聴器）の平成21年末保有者数を表したものです。「運転免許統計」を見ると、各府県とも毎年増加しており、なかでも人口の多い大阪府の方が、圧倒的な多数を占めています。

一方、補聴器をつけても警音器の音が聞こえない方については、聴力の適性がないとされてきましたが、2年前の平成20年6月1日から、道路交通法施行規則の一部改正により、普通自家用車に限定して、「聴覚障害者標識（図2）」を車に貼り、特定後写鏡（ワイドミラーのようなもの）を付けることを条件に、警音器の音が聞こえない方も、聴力について合格とされることとなりました。

図3は、規則改正後の平成20年以降の条件付運転免許（聴覚障害・特定後写鏡）の保有者数を近畿各府県別に表したものです。各府県とも、補聴器より少なく、まだ10人に達していません。

図3 近畿各府県別条件付運転免許の保有者数（聴覚障害・特定後写鏡）

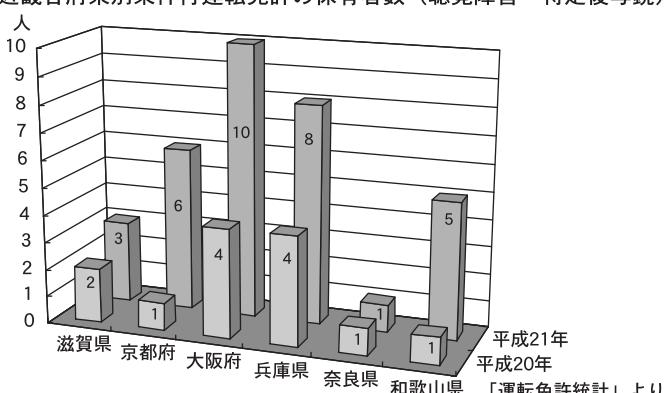
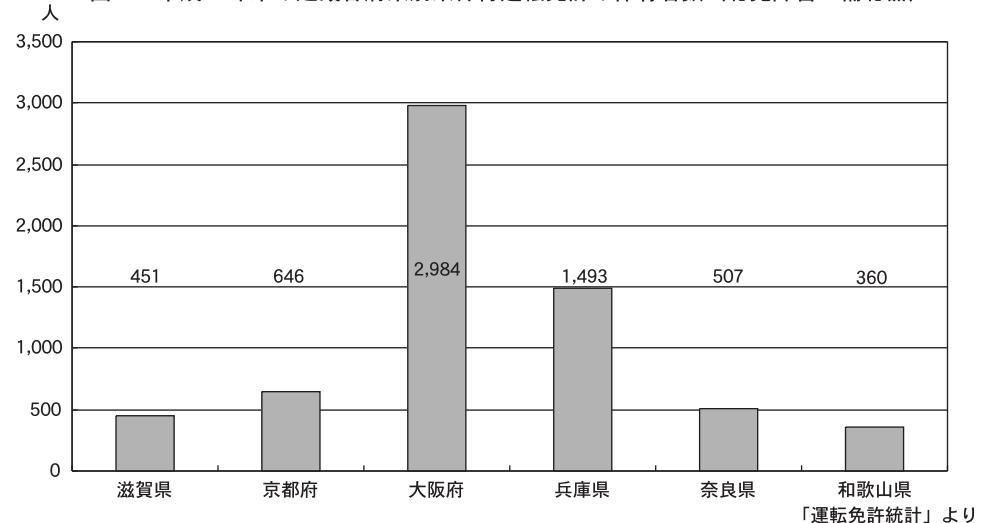


図2 聴覚障害者標識

今後、増加の見込みはあると思われますので、「聴覚障害者標識」を貼っている車を見かけたら、幅寄せや割込み等をしないようにし、安全に通行できるよう配慮していくたいものです。

「運転免許統計」より

図1 平成21年末の近畿各府県別条件付運転免許の保有者数（聴覚障害・補聴器）



「運転免許統計」より